

中小企業向け所得拡大促進税制 平成30年度税制改正のポイント

資料 2 - 3

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除する所得拡大促進税制を拡充し、3年間延長します。

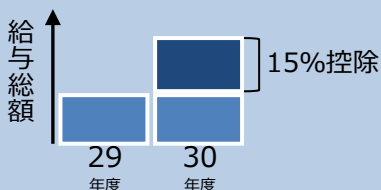
改正後の制度概要

【要件】

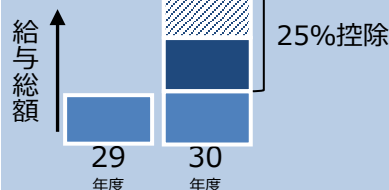
- ① 給与総額が前年度以上
- ② 平均給与が前年度比で1.5%以上増加

- 前年度からの給与総額の増加額に対して、**15%の税額控除**
- 人材投資や生産性向上に取り組む企業は税額控除率を**25%に上乘せ**

【税額控除：通常】



【税額控除：上乘せ】



<上乘せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たす場合は、前年度からの増加額の25%を控除

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上の認定を受け、経営力向上がなされていること

1 基準年度からの増加要件を撤廃します

現行制度

給与総額が基準年度（平成24年度）比で3%以上増加していることが適用の要件。

改正後

基準年度との比較要件は撤廃。

2 税額控除率を拡充します

現行制度

給与総額の基準年度（平成24年度）からの増加額に対して、10%の税額控除。

改正後

給与総額の前年度からの増加額に対して、**15%の税額控除**。

3 人材投資や生産性向上に取り組む企業はさらに支援します

改正後

平均給与が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資（新たなスキル獲得のための研修等）や生産性向上に取り組む場合には、給与総額の前年度からの増加額に対して、**25%の税額控除**。